

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受託者は、委託先及び委託の範囲を町に対して報告し、あらかじめ町の書面による承諾を得た場合に限り再委託をすることができる。この場合において、受託者は、この契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させるとともに、受託者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。

2. 受託者が第三者に請負業務の一部を請け負わせる場合は、受託者は町に対し、当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならぬ。

(従事者の監督)

第6条 受託者は、この契約による事務に従事する者(個人情報が記録された資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則の対象になること、その他個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

2. 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 条 受託者は、町が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために町から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、複写又は複製してはならない。

(資料等の運搬)

第 8 条 受託者は、その従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること、その他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 9 条 受託者は、町の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第 10 条 町は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めたときは、実地を調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(マスターデータの所有権)

第 11 条 受託者が委託業務で作成したマスターデータは、町の所有に属するものとし、町から要求があれば、町指定のレイアウトに変換し、引き渡すものとする。

(資料等の返還)

第 12 条 受託者は、この契約による事務の処理のために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後、直ちに町に返還又は引き渡すものとし、町の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により、町又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

以上